

○釜石市個人情報漏えい調査委員会設置要綱

令和4年6月6日

告示第82号の2

(設置)

第1条 令和4年度に懲戒処分を行った元本市職員による個人情報漏えいの全容究明及び再発防止のため、釜石市個人情報漏えい調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報漏えいの被害の把握及び原因究明に関すること。
- (2) 個人情報漏えいに関係した職員の調査に関すること。
- (3) 個人情報漏えいの再発防止に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には総務企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、市民生活部長、総合政策課長、総務課長、市民課長及び広聴広報室長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(アドバイザー)

第5条 委員長は必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

- 2 委員長は、必要に応じてアドバイザーの会議への出席を求め、その意見を聞くことができるとともに、専門的見地からの助言を求めることができる。

(協力要請)

第6条 委員会は、所掌事項の遂行にあたって必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年6月6日から施行する。